

逗子市ウォーターPPP導入可能性調査業務委託 一般仕様書

第1章 総則

1 業務の目的

令和5年6月に内閣府より通知されたPPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）において、水分野におけるPPP/PFIの取組みを強化するため、新たな方式としてウォーターPPP（コンセッションの他、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式（管理・更新一体マネジメント方式））を設置した。

本業務は、逗子市下水道事業における現状と課題（財務面、施設面、組織・人員面）を把握し、管理・更新の一体的なマネジメント方式であるウォーターPPPによる民間活力を導入することによって事業の安定化に資する運営体制を構築するため、事業手法の実現可能性について調査、検討することを目的とする。

2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、個別の具体的事項については、特記仕様書に従い施行しなければならない。

3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

6 秘密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7 公益の確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全及びその他の公益を害することのないように努めなければならない。

8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、逗子市財務規則に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- （イ）着手届 （ロ）工程表 （ハ）管理技術者届 （ニ）職務分担表
- （ホ）完了届 （ヘ）納品書 （ト）業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

9 同種業務の実績

受注者は、神奈川県内の官公庁発注によるウォーターPPP導入検討業務の実績（元請）を有すること。また、官公庁発注による合流式管路施設及び終末処理場の下水道ストックマネジメント計画策定業務及び下水道終末処理場にかかる再整備事業の計画または検討業務の実績を有する者とする。

10 配置技術者

- （１）受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- （２）管理技術者は、技術士（総合技術監理部門「上下水道一下水道」）又は技術士（上下水道部門「下水道」）の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- （３）受注者は、業務の進捗を図るため十分な技術者を配置しなければならない。

11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

12 成果品の審査及び納品

- （１）受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
- （２）成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- （３）業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- （４）業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

14 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって受注者に貸与する。

15 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献の出典元、資料名を明記するものとする。

16 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

17 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により、疑義の解消を図るものとする。

第2章 計画一般

1 一般的事項

受注者は、調査及び計画に当たり、十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2 業務の手順

- (1) 業務の実施に当っては、受注者は発注者と密接な連絡を取り、連絡事項はその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、発注者と受注者は打合せを行うものとし、受注者はその結果を議事録に記録し、内容を明確にして発注者に提出しなければならない。

第3章 照査

1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、提出図書に誤りがないよう努めなければならない。

2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、技術士（総合技術監理部門「上下水道一下水道」）又は技術士（上下水道部門「下水道」）の資格を有する照査技術者を配置しなければならない。

3 照査事項

受注者は、ウォーターPPP の制度内容および導入検討全体のうちの本業務の位置づけを十分に理解し、業務全般にわたり、次に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 業務スケジュールの妥当性
- (2) 導入案詳細検討方法の妥当性
- (3) マーケットサウンディング等の妥当性³
- (4) 最終案検討の妥当性
- (5) 検討内容とウォーターPPP その他下水道事業にかかる法律、制度内容との整合性

第4章 提出図書

1 提出図書

本作業委託業務の成果品として、以下の図書を提出すること。

なお、報告書の内容及び体裁、図面の作成（縮尺含）等については、担当職員の指示による。

- (1) 逗子市ウォーターPPP 導入可能性調査委託業務図書
 - (イ) 逗子市ウォーターPPP 導入可能性調査委託業務説明書 A4判製本 3部
 - (ロ) 逗子市ウォーターPPP 導入可能性調査委託業務説明書概要版 A4判製本 3部
 - (ハ) 上記（イ）、（ロ）の電子データ
- (2) その他関係図書（電子納品可） 一式
- (3) 打合せ議事録（電子納品可） 一式
- (4) 電子成果品 一式

第5章 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業の手引（日本水道新聞社）
- (2) 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
- (3) 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
- (4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
- (5) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- (9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
- (10) バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
- (11) 新都市計画の手続き（都市計画協会）
- (12) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (13) ウォーターPPP 導入検討の進め方について（国土交通省）
- (14) 下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン（国土交通省）
- (15) 下水道事業における PPP/PFI 手法選択のためのガイドライン（国土交通省）
- (16) 性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（国土交通省）
- (17) 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン（国土交通省）
- (18) 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (19) PPP/PFI 推進アクションプラン（内閣府）
- (20) PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン（内閣府）
- (21) PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（内閣府）
- (22) VFM (Value For Money) に関するガイドライン（内閣府）
- (23) 契約に関するガイドラインーPFI 事業実施契約における留意事項についてー（内閣府）
- (24) モニタリングに関するガイドライン（内閣府）
- (25) 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府）

逗子市ウォーターPPP 導入可能性調査業務委託 特記仕様書

1. 業務目的

令和 5 年 6 月に内閣府より通知された PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 5 年改定版）において、水分野における PPP/PFI の取組みを強化するため、新たな方式としてウォーターPPP（コンセッションの他、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式（管理・更新一体マネジメント方式））を設置した。

本業務は、逗子市下水道事業における現状と課題（財務面、施設面、組織・人員面）を把握し、管理・更新の一体的なマネジメント方式であるウォーターPPP による民間活力を導入することによって事業の安定化に資する運営体制を構築するため、事業手法の実現可能性について調査、検討することを目的とする。

2. 調査対象

本業務の調査対象である下水道事業は以下のとおりである。

処理区域面積 864ha

管路施設 約 255km

終末処理場 計画汚水量 時間最大 37,800m³/日（逗子市浄水管理センター）

雨天時 98,600m³/日（逗子市浄水管理センター）

中継ポンプ場 計画揚水量 雨天時最大 0.61m³/秒（新宿中継ポンプ場）

晴天時最大 0.03m³/秒（小坪中継ポンプ場）

3. 業務内容

（1）基礎調査

1）上位計画・関連計画の収集・整理

下水道事業の全体計画、事業計画等の上位計画のほか、下水道事業経営戦略、広域化・共同化計画、下水道ストックマネジメント計画、下水道総合地震対策計画等を収集し、本市の下水道事業等の概要を把握・整理する。

2）下水道事業の現状把握

本市下水道事業の財政状況、施設状況、維持管理状況、業務執行体制の状況を整理する。

また、ウォーターPPP 導入における懸念事項について、財務、計画策定、業務執行及び維持管理を所管する市担当者にヒアリングを行い、その結果も踏まえて取りまとめる。

（２）課題と対応策（案）の抽出

基礎調査で整理した下水道事業等の状況等を踏まえ、財政面、施設面、体制面の視点から課題と対応策（案）を抽出する。

①財政面

将来的な人口減少に伴う下水道使用料収入の減少や、改築事業費の増加による建設支出の増加等、財政面における課題と対応策（案）を抽出する。

②施設面

下水道事業等の施設について、ストックマネジメント計画の検討状況、新技術の適用可能性等を踏まえ、更新需要、コスト縮減、省エネルギー、脱炭素、耐震化等の視点で課題と対応策（案）を抽出する。

③体制面

職員数の減少、職員の育成や技術継承、執行体制の確保といった下水道事業等の運営に関する視点で課題と対応策（案）を抽出する。

（３）官民連携事業スキームの検討

官民連携事業を導入するにあたり、以下に示す内容を踏まえ、事業スキームの検討を行う。

- ・事業範囲（対象施設、調査・検討、改築・更新、運営・維持管理等）の検討
- ・事業手法（コンセッション方式、管理・更新一体マネジメント方式（更新実施型、更新支援型）等）の検討
- ・事業期間の検討
- ・資金調達手法（公的資金、民間資金）の検討

（４）官民連携事業の導入の評価

官民連携事業を導入した場合の効果として、事業概要を整理したうえで概算事業費を算出し、VFMを検討する。

また、ウォーターPPPに特化した事項である、4要件（長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメント、プロフィットシェア）等について、導入した場合の効果等を整理する。

（５）民間企業へのサウンディング調査

①意向調査準備

前段で検討した事業スキームにマッチングした民間事業者を対象に意向調査を実施するための調査票を作成する。なお、対象となる民間事業者は、発注者と協議の上決定し、作成した調査票によりサウンディング等を行う想定としている。

②意向調査の実施

選定された民間事業者に対して意向調査を実施し、本事業に対する民間事業者の意見の集約を行い、結果を整理する。

③意向調査結果のとりまとめ

整理された意向調査結果から、本事業に有効となる情報をとりまとめる。必要に応じて前段で検討した事業スキームに反映させる。

(6) 検討結果のまとめ

導入可能性調査結果（事業スキーム、簡易VFM、事業者参画意欲等）をとりまとめ、採用事業スキーム案を選定するとともに、事業化に向けた今後の検討課題の整理、事業化スケジュール案（発注事務、事業者選定、契約締結、事業開始等）をまとめる。

(7) 事業概要説明書の作成

上記で取りまとめた内容について庁内（議会对応）・外部向けに事業概要説明資料等を作成する。

(8) 報告書の作成

本業務をとりまとめた報告書と電子データ一式を作成する。

(9) 打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間3回、最終回の計5回を基本とする。